

半田市産業振興団体補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業の振興を図るための活動を行う団体に対し交付する補助金等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金等の対象は、産業の振興のための活動を行っている次に掲げる団体(以下「補助事業者」という。)が実施する事業とする。

(1) 職業訓練法人 愛知県瓦協会

(2) 職業訓練法人 愛知県建設職業訓練協議会

(3) あいち産業科学技術総合センター産業技術センター三河窯業試験場運営協議会

(補助金等の額)

第3条 交付する補助金等の額は、前条の事業の実施に必要な経費のうち、予算の範囲内において市長が認める額とする。

(補助金等の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書(様式第1)に必要書類を添えて市長に申請するものとする。

(補助金等の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金等の交付を決定するとともに、補助金等交付決定通知書(様式第2)によりその旨を補助事業者に通知するものとする。この場合において、補助金等交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(補助金等の請求及び交付)

第6条 前条の交付決定通知を受けた補助事業者は、補助金等交付請求書(様式第3)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金等を交付するものとする。

(変更の手続)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を申し出て、その承認を受けなければならない。

(完了の報告)

第8条 補助金等の交付を受けた補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業の完了を確認できる報告書を翌年度の8月末日までに市長に提出しなければならない。

(検査等)

第9条 市長は、補助金等の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金等の交付決定を受けた補助事業者に対し、補助金等の使途について指示をし、関係書類の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

(補助金等の取消し及び返還)

第10条 市長は、補助金等の交付決定を受けた補助事業者が、この要綱又は補助金等の交付決定に付した条件に違反したときは、補助金等の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部を返還させ

ることができる。

(延滞金)

第11条 前条の規定により、補助金等の返還を求められた補助事業者が、これを納期日までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第19条第2項の規定に準じて算出した延滞金を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年　月　日

半田市長殿

所在地
団体名
代表者氏名

補助金等交付申請書

半田市産業振興団体補助金等交付要綱に基づき、下記のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

記

1. 補助金等交付申請額 金 円

2. 補助金等交付の対象事業

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

様式第2（第5条関係）

年　月　日

様

半田市長

補助金等交付決定通知書

年　月　日付けで申請のありました半田市産業振興団体補助金等については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助金等交付決定額　　金　　円

2 交付の条件

補助金等は、交付対象事業に係る経費にあてるもので、その他の用途に使用してはならない。

様式第3（第6条関係）

年　月　日

半田市長殿

所在地
団体名
代表者氏名

補助金等交付請求書

年　月　日付けで交付決定がありました半田市産業振興団体補助金等について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金等交付請求額　　金　　円

2. 振込み口座

金融機関名	銀 行 店 農 協	信 用 金 庫 ・ 組 合
口 座 番 号		
口 座 種 別	普 通	・ 当 座
(フリガナ)		
口座名義人		